

令和6年度

国民健康保険料の保険料率等を据え置きました

未就学児の保険料(均等割額)を無料にしました

☎保険年金課賦課係・内線1416

市は、物価高騰に伴う市民生活への影響を考慮し、国民健康保険料の所得割率と均等割額を令和5年度の水準に据え置きました。なお、賦課限度額については、法定額から乖離が大きくなっていった後期高齢者支援金分のみ引き上げました(表1)。

●7月中旬に納入通知書を郵送します

令和6年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月中旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。保険料は、9期に分けて納めていただきます(年金天引きの場合は年6回で納付)。

●所得が少ない世帯への均等割額の軽減、未就学児の均等割額の免除

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、均等割額が軽減されます(表2)。前年の所得に応じて軽減されますので、収入や所得がなかった方も申告してください。また、未就学児は無料になります。軽減措置のための申請は不要です。

表1 令和6年度 国民健康保険料の保険料率等

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	6.58%	2.24%	1.69%
均等割額	32,100円	11,700円	14,500円
賦課限度額	630,000円	210,000円	160,000円

表2 所得が少ない世帯への保険料(均等割額)の軽減

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(29.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(54.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

令和6年度

後期高齢者医療制度の保険料等をお知らせします

☎保険年金課賦課係・内線1407

●保険料の計算方法

後期高齢者医療制度(75歳以上。一定の障害がある方は65歳以上)の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い決定しています。令和6年度は、右図のとおりです。なお、納入通知書は7月中旬に郵送します。

実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度(所得割、均等割)があります。



※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※2 所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%になります。

※3 次のいずれかに該当する方は、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

- ・昭和24年3月31日以前に生まれた方
- ・障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方

●保険料の軽減制度

①均等割額の軽減 所得が少ない方の均等割額を軽減しています(右上表2)。

②所得割額の軽減 被保険者本人の賦課のもととなる所得金額に応じて所得割額が軽減されます(表3)。

③被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減しています(表4)。

表3 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表4 被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年を経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

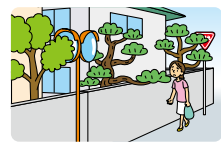
所得が一定基準以下の軽減(表2)に該当する場合は、軽減割合が高いほうが優先されます。

道路についてのお願い

●道路にはみ出した枝のせん定や除草にご協力を

民有地の樹木の枝や草が道路にはみ出すと、通行を妨げたり、街路灯、道路標識、カーブミラーなどを隠したりして危険です。早めのせん定・除草にご協力をお願いします。

☎道路課維持係・内線2401



●雨水ますの周囲や側溝をきれいに

雨水ますの上や側溝に落ち葉やごみなどがあると、台風や豪雨の際に道路が冠水する原因になります。雨水ますの周囲や側溝をきれいにし、被害を未然に防ぎましょう。

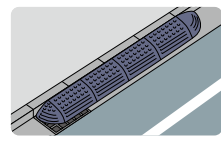
☎道路課維持係・内線2401、下水道管理課維持係・内線2204



●道路上に段差解消ブロック等を置かないで

段差解消ブロックなどを道路上に設置すると、歩行者などが転倒する原因となったり、雨の日には雨水の流れを止めてしまい、道路が冠水する恐れがあります。道路上には置かないでください。

☎道路課管理係・内線2387



いきいきたちかわ出前講座のご利用を
「いきいきたちかわ出前講座」は、市民の皆さんが行う自主的な学習会等に市職員を派遣し、市の仕事について説明・解説を行う制度です。くわしくは、市政情報コーナー(市役所3階)、生涯学習情報コーナー(女性総合センター1階)、各地域学習館で配布する「いきいきたちかわ出前講座ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。

さい▼開催日時 11月〜金曜日の午前10時〜午後9時の間で90分以内(土曜・日曜日、祝日の開催は要相談)▼会場 主催する皆さんで市内の会場を手配してください。地域学習館等の施設で実施する場合は使用料が無料になるので、事前に各担当課にご相談ください▼費用 無料(内容によっては材料等の実費負担あり)▼申込方法 開催2か月前までに各担当課へ▼注意事項 出前講座は苦情や陳情等を受ける場ではありません。また、営利・宗教・政治活動等を目的とする場合は対象になりません。

☎生涯学習推進センター(528)6872



日傘や帽子等の活用、こまめな水分補給、適度なエアコンの使用等で、熱中症にかからないよう、ご注意ください(健康推進課)